## 資金決済に関する法律に基づく利用終了及び払戻し実施のお知らせ

青森市浪岡商業協同組合では令和6年3月31日を以って、青森市浪岡商業協同組合の前払式支払手段である「青森市浪岡商業協同組合商品券(1,000円券、500円券)」を廃止致します。つきましては、「資金決済に関する法律第20条第1項」に基づき、下記の方法で払戻しを致しますので申出期間内に申出をお願い致します。これまでのご愛顧、ありがとうございました。

- ○払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号 青森市浪岡商業協同組合
- ○払戻しの対象となる前払式支払手段の種類
  - ①青森市浪岡商業協同組合発行の商品券(1,000円券、500円券)





②浪岡町商業協同組合発行の商品券(1,000円券、500円券)





- ○払戻しの申出期間
  - 令和6年4月1日午前8時30分から令和6年7月1日午後5時15分まで
  - ※上記期間内に申出がない場合は、本払戻しの手続きから除斥されますので、ご注意ください。
- ○申出及び払戻しの方法

<u>下記のお問い合わせ先に事前に電話のうえ</u>、未使用の商品券を持参してください。確認後、その場で現金と交換致します。

※持参出来ない場合

お申し出される方の住所、氏名、連絡先を青森市浪岡商業協同組合事務局までお電話にてご連絡ください。

ご連絡いただきましたら、返信用封筒と「青森市浪岡商業協同組合商品券払戻申請書」を送付致します。必要事項を ご記入いただき、返信用封筒に未使用の商品券を同封のうえ、返信してください。返信された払戻申請書記載内容と未 使用の商品券を確認し、指定口座へ額面の合計金額を振り込みます。(個人情報は、本件払戻しに関する事項以外には 使用致しません。なお、払戻しの振込手数料は青森市浪岡商業協同組合負担です。)

なお、郵送での申出の場合は、払戻し期間の最終日の消印までが有効となります。

## ○払戻しに関するお問い合わせ先

〒038-1311 青森県青森市浪岡大字浪岡字細田105-1(青森市浪岡商工会館内) TEL:0172-62-2511

青森市浪岡商業協同組合 令和5年12月15日